

## IASB会議報告（第96回及び第97回会議）

IASB（国際会計基準審議会）の第96回会議が、2009年7月21日及び22日の2日間にわたりロンドンのIASB本部で開催された。また、これに続いて、7月23日及び24日にはFASB（米国財務会計基準審議会）との合同会議が、同じくロンドンのIASB本部で開催された。両者は、MOUプロジェクトをより迅速に推進するため、従来年2回であった会合を年3回にすることに合意し、7月に新たに会合を持つことを決定しており、今回がその追加の第1回目であった。

また、2009年8月4日に第97回の（臨時）会議が開催された（15名全員が参加）。これは電話会議で、後述する国際会計基準（IAS）第19号（従業員給付）における給付建債務の割引率の規定の見直しに関する限定的な公開草案を公表する際に、経過措置をどのように設けるかに関して議論するために開催された。検討されている改訂公開草案は、現行規定において、給付建債務の割引率として優良社債の市場利回りを用いることとしているものの、社債についての十分な市場が存在していないときには、国債の市場利回りを用いることができるとしている取扱いを改訂して、国債の市場利回りへの参照を廃止するというものである（この内容は、退職後給付に関する報告のなかでまとめて記述する）。

第96回のIASB会議では、退職後給付（IAS第19号（従業員給付）の見直し）、IAS第32号（金融商品：表示）の改訂（株主割当発行）、負債（IAS第37号（引当金、偶発負債及び偶発資産）の改訂）、収益認識、連結、保険会計、廃止事業、関連当事者取引（IAS第24号（関連当事者取引））、国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）の活動状況、国際財務報告基準（IFRS）の年次改善及び作業計画の見直しについての検討が行われた。教育セッションはなかった。

FASBとの合同会議では、財務諸表の表示、金融商品会計基準の見直し（IAS第39号（金融商品：認識及び測定）の改訂のうち金融商品の分類と測定）、収益認識、リース、保険会計、資本と負債の区分及び作業計画の見直しについて議論が行われた。

IASB会議には理事15名が参加した。なお、今月から、ジョーンズ氏及びバース氏に代わり、新たに、常勤理事として、ゴメス氏（ブラジル）、フェニガン氏（米国）及びマコーネル氏（米国）が参加し、理事が15名となった。また、FASBとの合同会議には、FASBのボードメンバー5名を加え20名が参加した。本稿では、このうち、IASB会議の内容として から までを、FASBとの合同会議報告として から までの内容を紹介する。

## IASB会議

### 1. 退職後給付（IAS第19号の改訂）

今回は、金融危機対応の一環として、給付建債務（defined benefit obligation）の割引率の改訂、給付建債務の代替的測定値の開示、給付建制度（defined benefit plan）の開示パッケージ及び公開草案の経過措置の4点について議論が行われた。ここでは、及びに関する議論及び本プロジェクトの今後について紹介する。

### (1)給付建債務の割引率に関する改訂

IAS第19号第78項では、給付建債務の割引率として優良社債の市場利回りを用いることとしているが、社債についての十分な市場（deep market）が存在していないときには、国債の市場利回りを用いることができると規定している。ところが、この規定に対して、「十分な市場」の有無や十分かどうかの判断が難しいことや、今回の金融危機の結果優良社債と国債との利回りが拡大するなどの事態が生じ、十分な市場が存在しない場合に国債の利回りを用いることが必ずしも適切でない（通常国債の利回りの方が社債の利回りより低いため、前者を用いることで給付建債務が大きく表示される）という関係者の指摘を受けている。これを勘案した結果、国債の利回りを参照することをやめ、十分な市場がない場合でも公正価値の測定に関するIAS第39号（金融商品：認識及び測定）の適用ガイダンス（AG69からAG82）を適用して優良社債の市場利回りを見積もることを求めるように改訂すべきであるとの結論に達し、スタッフから、これらを改訂する提案が提出された。

議論の結果、このような改訂を行うことが暫定的に合意された。また、金融危機によってこの規定の持つ問題点が顕現していることから、この改訂を2009年12月末に終了する事業年度から早期適用できるように、迅速に対応することも併せて合意された。このため、現在検討中のIAS第19号の見直しのための公開草案とは別に、割引率の改訂のみに絞った公開草案を別途公開することとされ、公開期間は9月30日とする予定である（8月4日の臨時会議では45日の公開とされたが、2009年末までに改訂を終えるため9月30日までの公開とされた。この結果、例えば、8月20日に公表されると約40日の公開期間となる）。

さらに、この改訂は、現在国債利回りを採用している企業にとっては会計方針の変更となるため、経過措置を設けるかどうかで議論された。当初スタッフからは、会計方針の変更の通常の扱いである遡及適用を行うことが提案されたが、IFRS第1号（初度適用）との整合性も勘案して、改訂は初めて適用する事業年度の期首から将来に向かって適用することとし、この結果生じる給付建債務の変動は、当該期首の剰余金に対する修正として処理するか、給付建債務の変動を数理計算上の差異と同じように捉えて、コリドールを用いるなど、企業が採用している数理計算上の差異の会計処理に合わせるべきかについて議論がまとまらず、改めて、8月4日の臨時会議で議論することとされた。臨時会議では、上記をIASBの提案として公開草案に織り込み、の考え方を結論の背景で示すと共に、どちらがいいかに関して意見を求めることとされた。公開草案は、2009年8月中

旬にも公表される見込みである。

## (2) 給付建制度の開示パッケージ

現在検討中の退職後給付の見直しに関する公開草案では、給付建制度の数理計算上の差異の認識（発生時にすべてを当期利益で認識する）、退職後給付費用の構成要素（勤務、財務及び再測定）の包括利益計算書上での表示（事業・財務など、どの区分にどのような要素を分けて表示するか）さらに、給付建制度に関する開示を取り扱うこととしている。今回は、このうち、第3点目の給付建制度に関する開示に関して議論が行われた。開示では、IFRS第4号（保険契約）及びIFRS第7号IAS第39号（金融商品：開示）を参考にして、これらとほぼ同様の内容を取り込むこと暫定的に合意された。

具体的には、次のよう内容である。

- (a) 開示目的の明確化（「給付建制度から生じる金額」を識別・説明し、利用者が「給付建制度から生じるリスクの性質及び範囲」を評価できるようにするための情報を提供することが開示目的とされた）。
- (b) 「給付建制度から生じる金額」については、給付建債務及び制度資産の期首から期末までの変動や貸借対照表における純額としての負債又は資産に関する情報の提供（純額の説明が難しい場合には、給付建債務及び制度資産を別々に示すと同時に、両者のリスクがどのように関連しているかに関する説明）。さらに、包括利益計算書において、現在勤務費用、過去勤務表及び金利費用などが含まれている勘定科目や再評価を含む制度資産の利回りや数理計算上の差異に関する情報の提供。
- (c) 「給付建制度から生じるリスクの性質及び範囲」については、給付建制度の性質の説明、給付建制度から生じるリスク（数理計算上のリスク、流動性リスク、信用リスク及び書状リスク）の管理の目的、方針及びプロセス、及びこれらリスクを管理するために用いた方法に関する開示。また、リスク開示の差異に用いた方法の限界に関する情報の記述。
- (d) 翌年度に給付建制度へ支払う拠出金の最良の見積もりに関する情報（拠出金は、強制拠出、任意拠出及び現物拠出に分けて開示）。
- (e) 給付建制度の累積給付債務（accumulated benefit obligation: ABO）。

## (3) 今後の予定

上記(1)で示した給付建債務の割引率に関する改訂以外の項目に関連するIAS第19号の改訂公開草案は、2009年末までの公表を目指している。しかし、財務諸表の表示プロジェクトでは、現在、その他の包括利益（OCI）項目の表示をリサイクルするものとし、しないものに区分する可能性について検討することにしており、もしこれが暫定的に合意される場合には、これに関連して、退職後給付費用の包括利益計算書上での表示について再考する必要があるかどうかを2009年9月の会議で検討することになる可能性がある。

## 2. IAS第32号の改訂（株主割当発行）

今回、発行企業の機能通貨以外の通貨で価格が固定されている株主割当発行（rights issue）を資本として区分すべきかどうかについて議論が行われた。ここで扱っている新株購入権（rights）は、株主に対して、ある一定の固定価格で株式を購入できるオプションである。株主割当発行ではないが、発行企業の機能通貨以外の通貨建ての転換社債に組み込まれた転換オプションを資本とすべきかどうかについては、既に2005年にIFRICで議論され、IAS第32号第22項の解釈として、機能通貨で金額が固定されていないため、資本として区分すべきではないと結論づけられている。このIFRICの決定が、株主割当発行にも当てはまるかどうかは2009年7月のIFRIC会議で議題として取り上げられた際に、金融危機を受けて資本増強を図ろうとする多くの企業からこの問題が重要であるとの指摘を受けた。また、実務上、上記IFRICの決定は、発行企業の機能通貨以外の通貨で価格が固定されている株主割当発行にも類推適用されており、新株購入権は負債として認識され、その公正価値の変動は当期利益で認識されているとの指摘もあった。議論の結果、現在の株主に対して比例的に発行される新株購入権は、行使価格の通貨がどのようなものであっても、固定額の現金と交換されるものは、資本に分類するという取扱いとすることが、暫定的に合意された。その結果、IAS第32号を改訂するための公開草案を直ちに公表すること（公開期間30日）、当該改訂は遡及適用すること、及び最終基準の公表日から90日後に発効することとし、早期適用を許容することといった内容の公開草案を直ちに作成することとされた（公開草案は2009年8月に公表された）。

## 3. 負債

今回は、IAS第37号の改訂に関連して、負債の測定目的（measurement objective）について議論が行われた。

これまでの議論では、「負債は、企業が期末に現在債務から解放されるため（すなわち、負債を決済するか又は第三者に譲渡する）に合理的に支払うであろう金額で測定する」とされてきた。この負債の測定に関する考え方が保険会計など他のプロジェクトで利用されようとしていることから、上記の文言の意味（測定目的）をより明確にする必要があるとして、スタッフから次のような提案が行われた。

- (a) 企業が期末に現在債務から解放されるために合理的に支払うであろう金額は、次のいずれか低い方である。
  - (i) 義務を履行しない場合の企業にとっての価値
  - (ii) 企業が義務を解約又は第三者に移転するために支払わなければならない金額
- (b) 企業が義務を解約又は第三者に移転することが可能であるという証拠がない場合には、企業は、義務を、当該義務を履行しない場合の企業にとっての価値で測定しなければならない。

議論の結果、このスタッフ提案が暫定的に合意された。しかし、このうち、「義務を履行しない場合の企業にとっての価値」とは何かに関しては、意見が分かれ、合意に達していない。すなわち、すでに2009年4月の会議では、資産除去債務のようなサービスを提供しなければならない義務の測定に当たっては、測定に用いられるべき適切なキャッシュ・フローは、当該サービスに効率的な市場が存在する場合には、企業が自らに代わってサービスを引き受けてくれる契約相手に合理的に支払うであろう金額とすべきであること、また、当該サービスに対する効率的な市場が存在しない場合には、企業は、企業自らが当該サービスを第三者から引き受けて実行する際に賦課するであろう金額を見積もることによって、契約相手に合理的に支払うであろう金額を見積もることができることが暫定的に合意されているが、このようなサービスに対する考え方を「義務を履行しない場合の企業にとっての価値」とすることが、スタッフから提案されたものの、合意には達しなかった。スタッフに対して、この点をさらに検討することが指示された。なお、負債の金額の見積りの際には、負債を履行するために見込まれる将来キャッシュ・フロー、貨幣の時間価値及び将来キャッシュ・フローに関する不確実性の効果（リスクプレミアム）という3つのビルディングブロックを考慮することとされており、上述している考え方はこのキャッシュ・フローの見積りに関連する議論である。

このプロジェクトでは、2009年末までに最終基準の公表を目指すものの、2005年6月に公開草案が公表されてから議論に時間がかかっていることなどから、再公開をすべきかどうかについて今後検討することが予定されている。

#### 4. 収益認識

今回は、会計単位及び契約ポジションの純額表示、契約違反の場合に特定の行為の実行を求める契約に対する例外の要否及び契約資産又は契約負債の総額表示についての議論が行われた。

##### (1) 会計単位及び契約ポジションの純額表示

ディスカッション・ペーパーでは、顧客との契約締結時に、売手には、代金を受け取る権利と約束した財及びサービスを提供する履行義務が生じるとし、契約当初では、両者は同額となるためポジションはゼロであるが、その後、残余の権利が残余の履行義務を超える場合には、契約は資産（契約資産）となり、残余の権利が残余の履行義務を下回る場合には、契約は負債（契約負債）となるという考え方が示されている。したがって、例えば、売手が履行義務を果たすと履行義務が消滅し、代金を受け取る権利が資産として表示されることになる。このように、ディスカッション・ペーパーでは、会計単位は、契約において残っている権利及び履行義務であり、財政状態計算書上では、権利と義務の純額ポジションが資産又は負債として表示されるべきだとの考え方を示している。

このように考えているのは、契約は、売手に権利と義務をもたらし、代金を受け取る権利は、約束した財及びサービスの提供という履行義務の履行に依存しているという相互依存関係があるからで、しかも、権利と義務を分離して譲渡することが困難であるという点にも着目した結果である。このような考え方をしているものには、ほかに、先物契約や保険契約がある。

議論の結果、契約によってもたらされる権利及び義務が相互に関連しており、権利・義務が同一の相手先との間で生じている場合（又は法的に相殺の権利がある場合）には、契約によって生じる権利及び義務を純額で表示する、というディスカッション・ペーパーの提案が再確認された。

## (2)純額表示に対する例外の要否

I A S Bが本プロジェクトの検討を始めた頃に、多くの契約では、契約違反が起こった場合には、純額での決済が起こるので、契約に伴う権利及び義務は純額で捉えてもいいが、契約違反の場合であっても特定の行為の実行を求める契約の場合には、総額表示が適切ではないかとの議論が行われていた。この問題が改めて議論され、例外の要否が検討された。議論の結果、次の理由からこのような例外を認めないこととされた。

- ・ 契約の会計処理は、契約が定める権利及び義務に基づくべきであって、多くの契約がその履行を前提に締結されるにも関わらず、契約違反を前提に会計処理を考えることは適切でない。
- ・ 契約違反の際に特定の行為が求められるというのは、法的な手段が執られた場合の選択肢のひとつでしかなく、契約当初に違反の場合の法的帰結がどのようになるのかを予測することは難しい。
- ・ もし総額表示をするなら、両建てされる資産及び負債に関連する相互に依存している権利及び義務をどのように測定するかを改めて検討する必要性が生じるかも知れない。

## (3)契約資産及び契約負債の総額表示

売手は、通常多くの類似の契約を有しているため、契約によって、契約資産であったり、契約負債であったりする。このような契約資産及び契約負債を全体として純額で表示するか、両建てで表示するかが検討された。

議論の結果、契約資産と契約負債を両建てで表示する方が将来のキャッシュ・フローの予測により役立つと判断され、そうすることが暫定的に合意された。また、短期と長期の区分をすることは、有用な情報を提供すると考えられ、短期の契約資産（負債）と長期の契約資産（負債）を分けて表示することも併せて暫定的に合意された。

## 5 . 連結

今回は、2009年3月にコメントが締め切られた公開草案（ED）第10号（連結財務諸表）に対するコメントの中から次の項目を取り上げ、議論が行われた。

- ・ 支配とリスクと経済価値アプローチの関係
- ・ 過半数の議決権を有しない場合の支配
- ・ オプションや転換金融商品を有している場合の支配

議論の結果、これらの点に関して次のような点が暫定的に合意された。なお、これらの議論については、さらに今後もその詳細について議論される予定である。

- (a) コメントでは、提案されている支配の定義の改訂は、支配概念とリスク及び経済価値概念を混合した現行のIAS第27号（連結及び分離財務諸表）や解釈指針（SIC）第12号（連結 特別目的事業体）に基づく取扱いの問題点を解決できるという十分な証拠がないという指摘もあったが、「報告企業は、報告企業に対するリターンを生成するために報告企業が他の企業の活動を指示できる力を有しているときに、当該他の企業を支配している」と定義される支配のみが連結の範囲を決める基礎となるべきである。
- (b) リスクと経済価値にさらされているというだけでは支配を構成するには十分ではない。しかし、リスクと経済価値は、支配を示す指標の一つである。なぜなら、ある企業に関与することによって生じる報告企業のリスクと経済価値に対するエクスポージャーが大きくなるほど、当該企業の活動を指示する力を得るのに十分な権利を獲得したいという報告企業の誘因は大きくなるからである。
- (c) 風評リスク（reputational risk）は、報告企業に他の企業の活動を指示する力を与えるものではない。しかし、風評リスクの存在は、報告企業が当該他の企業を支配する誘因となる。
- (d) 報告企業が、他の企業の過半数に達しない議決権しか保有していない場合でも、状況によるが、当該他の企業の活動を指示する力を持つことがあり得る。
- (e) 報告企業が、他の企業の議決権を得ることができるオプション又は転換金融商品を保有している場合、状況によるが、当該他の企業の活動を指示する力を持つことがあり得る。

## IASBとFASBの合同会議

### 6. 財務諸表の表示

今回は、その他の包括利益（OCI）及びリサイクリングの取扱い及び ディスカッション・ペーパーに対して受領したコメントの分析と議論が行われた。

#### (1) OCIとリサイクリング

2008年6月に、どの項目をOCIとすべきか、また、OCI項目をリサイクルするかどうかについては本フェーズで取り扱わないと決定している。しかし、ディスカッション・ペーパーに対して受領したコメントから、何らかの形でOCIの会計処理について取り扱うかどうかを検討する必要があるとの結論に達し、今回議論が行われた。

スタッフからは、OCIの概念的な位置づけや現在OCIとして表示されている項目をリサイクルすべきかどうかといった問題は取り扱わないものの、限定的にOCIの問題を今回のフェーズで取り扱うべきという提案が示された。具体的には、包括利益計算書の中で、リサイクルするOCI項目とそうでないものを区別して表示することが提案された。こうすることによって、個別のIFRSでOCI項目の取扱いをどのように決めても、それをより明確に表示することができるようになると考えられている。

さらに、この議論の際に、FASBが現在検討中の金融商品会計基準（分類及び測定）において、一計算書方式の包括利益計算書を強制する方向で検討していることが報告され（7(1)参照）、このような動向を支援するため、IASBもIAS第1号（財務諸表の表示）において現在認めている2つの選択肢（一計算書方式と二計算書方式）のうち二計算書方式という選択肢を削除するために、これだけに絞った改訂を行うべきかが議論された。

議論の結果、現在のOCIの取扱いを見直さずに、二計算書方式のみを削除する短期的なIAS第1号の改訂を行うべきという意見が多かったが、最終的には、9月又は10月にこれらの問題を総合的に検討して最終結論を出すことが暫定的に合意された。

## (2)コメント分析

ディスカッション・ペーパーは2008年10月に公表され、2009年4月にコメントが締め切られた。IASB及びFASBは227通のコメントを受領した。

受領したコメントでは次の点について多くの賛成があった。

- ・ 主要財務諸表間の関連を強化していること。
- ・ 今日の財務諸表より詳細な情報が財務諸表で提供されること。
- ・ 事業活動と財務活動を区分すること（金融機関には例外を認めている点も含めて）。
- ・ ある項目を各区分にどのように表示するかに関してマネジメントアプローチを用いていること。

しかし、次の点については懸念・反対が表明された。

- ・ 基本原則である一体性（cohesiveness）の原則及び区分（disaggregation）の原則の厳格な適用は、財務諸表を複雑で理解しがたいものとする可能性があること。
- ・ キャッシュ・フロー計算書において、営業キャッシュ・フローを直接法を用いて表示すること（作成者からは反対が強かったが、利用者は支持）。
- ・ 包括利益計算書上で、機能別及び性質別の双方の内訳の表示を求めること（利用者の反応は賛否が分かれた）。



- ・ キャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書との間の調整表の注記開示を求めること（利用者は全般的に支持）。

今回、コメントで指摘された項目のうち、財務諸表の表示の目的に関する原則についての議論が行われ、次のような点が暫定的に合意された。

- (a) ディスカッション・ペーパーでは、表示に関する原則として、一体性、区分及び流動性及び財務上の柔軟性（liquidity and financial flexibility）の3つが掲げられていた。今回これらを一体性及び区分の原則のみに絞り込むとともに、これらを「コア表示原則（core presentation principles）」と改称する。
- (b) コア表示原則が概念フレームワークの財務報告の目的とどのように関連するかが十分説明されていないという指摘があり、この関連を明確化すること。
- (c) 一体性の原則はコア表示原則として維持するが、一体性の原則を必ずしも勘定科目レベルで適用する必要はないことを明確にする（なお、この原則の起点を財政状態計算書ではなく包括利益計算書とすべきなど、多くの指摘事項があり、スタッフはこれらを今後検討する）。
- (d) 区分原則はコア表示原則として維持するが、意思決定に有用な情報のみが区分表示されるべきである点をより明確化する。また、区分情報を財務諸表の上で表示するか注記で開示するかに関するガイダンスを明確化する。
- (e) 流動性及び財務上の柔軟性原則はコア表示原則とはしない。この原則は、概念フレームワークでも財務報告の目的とされており、また、区分原則を補強する原則として位置づけることも検討する。

## 7. 金融商品（IAS第39号の改訂）

今回は、IASB及びFASBにおける分類と測定に関する検討状況の報告及び円卓会議の実施について議論が行われた。

### (1) IASB及びFASBの金融商品会計基準の改訂の検討状況

IASBからは2009年7月に公表された公開草案に関して説明された。ここでは、FASBから説明のあった分類と測定に関する見直し案の概要について紹介を行う。FASBでの検討内容は、IASBの提案するアプローチとは異なっている。

#### FASBでの見直しの議論

現在議論が進行中のため、今後内容の変更が起こり得るが、FASBでは次のような改訂を考えている。

財政状態計算書（貸借対照表）上、原則としてすべての金融商品を公正価値で測定し、公正価値の変動を当期利益又はその他の包括利益（OCI）で認識する。選択可能な例外として、ある状況下の自社の負債（own debt）については、償却原価で測定する

ことができる。

価値の変動をOCIで認識する金融商品では、公正価値に到達するための公正価値調整額に加えて、償却原価を貸借対照表で表示する。

債券を主とする下記以外の金融商品については、経営者の意図又はビジネスモデル（management intent/business model）及び金融商品のキャッシュ・フローの変動性に関連する適格規準（qualifying criteria）に基づき、金融商品の価値の変動をOCIで認識することを認める。適格規準をどのように適用するかに関する追加ガイダンスは将来提供する。（債券では、償却原価への調整額及び下記で示す信用リスクの変動に起因する減損を当期利益で認識することが意図されていると解される。）

デリバティブ、持分証券（equity securities）及び組込みデリバティブを含む複合金融商品（hybrid instruments）でSFAS第133号の下で分離することを求められているものについては、公正価値の変動を当期利益で認識する。

すべての金融商品の金利及び配当は引き続き当期利益で認識する。信用減損（credit impairments）及び売却及び決済によって生じる実現損益（realizes gains and losses）は当期利益で認識する。

金融商品の分類は、金融商品の当初認識時に決定し、その後変更はしない。

当期利益及びOCIを小計として持つ一計算書方式の包括利益計算書を要求する。

引き続き、1株当たり当期利益のみの開示を求める。

#### **FASBの今後の予定**

FASBからは、上記の分類と測定以外の減損及びヘッジ会計をもひとまとめにした単一の公開草案を2009年末又は2010年の早い時期に公表する予定であることが報告された。また、IASBの公開草案との比較を可能とするため、8月末を目途にFASBのホームページでFASBの議論の詳細を説明するようにする予定であることも報告された。

#### **(2)円卓会議の実施**

金融商品の分類と測定に関するIASBの公開草案に対する円卓会議をFASBと共同で開催することが議論され、ロンドン、ニューヨーク及び東京で開催することが合意された。

9月3日には東京で、9月10日にはロンドンで、9月14日にはニューヨークで開催される。

## **8．収益認識**

今回は、2008年12月に公表され、2009年6月にコメントが締め切られたディスカッション・ペーパーに対するコメント分析及びそれに基づく議論が行われた。受領したコメントは211通であった。

受領したコメントでは、本プロジェクトの目的や、財及びサービスの支配の移転に基づく

モデルの考え方に賛成する意見が多かったものの、単一のモデルが多様な産業及び取引に対応して有用な情報を提供できるのかどうかに関して疑問が呈された。コメントの中では、建設業に対して提案モデルを適用することに対する懸念が多く表明された。現在工事進行基準を用いて会計処理されている契約が、新たなモデルの下では、必ずしも同様な会計処理とならない点に大きな懸念が表明され、工事契約を新モデルの対象外とするか、財及びサービスの移転という考え方ではなく、契約の履行という企業活動に基づいて収益を認識するモデルを採用することを求めるコメントもあった。

これを受けて、スタッフからは次の2つのモデルが提案され、議論が行われた。

- ・ 代替案1：2つの収益認識モデル（財及びサービスに対する支配の移転に基づくモデルと財及びサービスに対する支配の移転をベースにせず企業活動を基に収益を認識するモデル）を開発し、それぞれのモデルを適用する場合を明確にする考え方。
- ・ 代替案2：単一モデルを開発するものの、当該モデルが有用な情報を提供しない取引については、個別に対応を行うという考え方。このモデルには、単一モデルを契約に基づくものとするかどうかで、さらに、活動モデル（activities model）と移転モデル（transfer）のいずれかとなる選択肢がある。

議論の結果、代替案2を採用することが確認された。代替案2におけるさらなる2つの考え方については、契約をベースに収益認識を考える移転モデルを採用することが確認された（活動モデルでは、例えば製造業の場合、販売契約がなくても製品の製造という企業活動が行われれば収益が認識されることになる）。これにより、ディスカッション・ペーパーで提案しているモデルが基本的に再確認されたこととなる。しかし、コメントの指摘によって、継続してサービスが提供されているような契約（ある種の工事契約）に提案モデルがどのように適用されるかについてさらに明確化することが必要である点が明らかになったので、この点については、今後検討を行うこととされた。また、単一モデルの適用が意思決定に有用な情報を提供しないと思われる産業又は取引の特定、それに対する例外の設定の可否などについては、単一モデルの更なる開発を行った後に検討することとされた。

## 9. リース

今回は、2009年5月に続き、貸手の財務諸表に利用権モデルを適用した場合どのようになるかについての議論が行われた。

2009年5月の議論では、貸手は、リース資産を財政状態計算書で認識し続けるとともに、借手から受領するリース料に対する権利を資産として認識し、リース契約に基づく履行義務を負債として認識するアプローチを会計処理の基本的枠組みとすることが暫定的に合意されている。

今回、このモデルをベースに資産及び負債の測定について議論が行われた。貸手のリース料を受け取る権利は現行の金融資産に関する会計基準にもとづいて会計処理すべきとされ、

貸手の履行義務は、契約当初は、貸手の資産（利用権の価値）と同額とすることが暫定的に合意された。また、当初認識後の負債（貸手の履行義務）の測定は、貸手が借手にリース資産を使用させることを認める義務の減少を反映すべきとされた。

しかし、議論の途中で、上述のような、リース資産の簿価とは別に、利用権と履行義務を両建てで認識するモデルの妥当性に疑問が呈され、リース契約の対象となったリース資産の一部の認識の中止を行うモデル（認識の中止モデル）についても検討すべきという意見が多数を占めた。認識の中止モデルでは、リース資産を借手に使用させる義務を負債として認識せずに、リース料の受領権を資産として認識すると同時に、同額をリース資産から控除する会計処理が行われる。このため、スタッフが、さらに認識の中止モデルについて検討し、2009年9月に認識の中止モデルについて議論を行うこととされた。したがって、貸手の履行義務を負債として認識する上述のモデルにおける資産及び負債の測定に関する暫定合意は今後見直されるかもしれない。

## 10．保険会計

今回は、保険負債の測定アプローチ及び新契約費について議論が行われた。

### (1)保険負債の測定アプローチ

これまでの議論で絞り込まれた2つの保険負債の測定アプローチのモデルは、次のとおりである。

#### (a) IAS第37号モデル

現在IAS第37号で検討されている「負債は、企業が期末に現在債務から解放されるために合理的に支払うであろう金額」で測定するという考え方を採用し、これに、契約開始時の損益を認識しないために負債として認識される「残余マージン」を加えた額が契約当初の保険負債の測定額となる。

「企業が期末に現在債務から解放されるために合理的に支払うであろう金額」は、次のいずれか低い方である。

- (i) 義務を履行しない場合の企業にとっての価値
- (ii) 企業が義務を解約又は第三者に移転するために支払わなければならない金額

#### (b) 現在履行価値モデル

保険契約を満期まで履行するための費用の見積現在価値に、契約開始時に保険料に合わせて較正された単一のマージン（すなわち、リスク・マージンとそれ以外の要素とを分離せずに合計額として把握したもの）を合わせた金額が契約当初の保険負債の金額となる。

今回は、この2つの測定アプローチの候補から1つを選択することが期待されていたが、

F A S Bは全員一致で現在履行価値モデルを支持し、I A S Bは、いずれのモデルにするかに関する明確な合意に達しなかったため、結果として、暫定合意に達することはできなかった。

## (2)新契約費

新契約費を契約当初の費用として処理することについては、暫定的に合意された。しかし、費用として認識する会計処理に対応して収益を認識するかどうかに関しては両者の意見は分かれた。すなわち、I A S Bは、受取保険料のうち新契約費の回収に相当する部分は、契約当初において収益として認識することに暫定的に合意している。この結果、保険負債として認識される金額には新契約費に関する部分は含まれないこととなる。一方、F A S Bは、契約当初において、新契約費を相殺するために収益を認識すべきでないと暫定的に合意している。このように、この点において、両者の考え方は一致していない。

以 上

(国際会計基準審議会理事 山田辰己)